


鹿行ニュース No. 9	鹿児島県行政書士会
平成 27 年 5 月 8 日 (金)	鹿児島市与次郎 2 丁目 4-35 KSC 鴨池ビル号 Tel : 099-253-6500 fax : 099-213-7033

鹿行発 第 19 号
平成 27 年 5 月 8 日

会 員 各 位

鹿児島県行政書士会
会 長 鎌 田 敬 三


自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る使用権原疎明書面及び委任状等の行政書士専用の日本行政書士会連合会推奨書式の運用開始について (通知)

標記の件について日本行政書士会連合会から通知を受け、当会では鹿児島県警察本部と十分な協議をした結果、下記のとおり運用することになりましたので通知します。会員の皆様におかれましては、下記事項を遵守しご活用くださるよう宜しくお願いいたします。

記

項 目	内 容
1 運用開始年月日	平成 27 年 5 月 11 日
2 行政書士専用書式及びその内容	行政書士専用の書式として使用する書面は、使用権原疎明書面 (自認書兼使用承諾証明書) 及び委任状であります。その内容は別添のとおりです。
3 委任状又はその写しの提出について	代理人の作成又は提出にかかる自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書 (以下「申請書等」という。) の申請については、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の提出に際しては、原則として委任状又はその写し (以下「委任状等」という。) の提出を求められます。
4 本人の押印のない申請書等について	本人の記名はあるが押印がない申請書等について、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取扱うとのことです。代理人の記名押印については、自動車保管場所証明申請書等の欄外 (連絡先欄) に「行政書士事務所名及び行政書士名」を記載し、「職印」を押印することを求められます。
5 申請書等の記載事項の訂正について	<p>(1) 代理権の確認 代理人による申請書等の記載事項の訂正については、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合で、行政書士及び行政書士の監督の下に置かれた補助者 (以下「行政書士等」という。) に限ってこれを認めるとのことです。この場合は、委任状等の提出を求められます。 ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りではありません。</p> <p>(2) 訂正要領 ア 警察署で代理人であることを確認する必要があることから、行政書士証票等、行政書士等であることを証する身分証明書の提示を求められます。</p>

項 目	内 容
5 申請書等の記載事項の訂正について	<p>イ 行政書士等が加除訂正し、当該訂正箇所には行政書士の職印を押印することを求められます。</p> <p>ウ 訂正確認印の押印 上記訂正後、当該訂正箇所には警察署長の確認印が押印されるということです。</p> <p>エ 証明書、標章及び標章番号通知書を交付した後は、車台番号欄、自動車の大きさ欄、使用の本拠の位置欄等、証明の内容の変更を伴うものについての訂正は認められないのでご注意ください。</p> <p>オ 所有者（管理者）への連絡 補正・訂正の必要が生じた場合は、所有者（管理者）に連絡した上で訂正願います。</p> <p>(3) 訂正可能な書面 代理権を授与された行政書士等が加除訂正できる書面は次のとおりです。</p> <p>ア 自動車保管場所証明申請書 イ 自動車保管場所届出書 ウ 保管場所標章交付申請書 エ 保管場所標章再交付申請書 オ 所在地図・配置図 カ 保管場所使用権原疎明書面（自認書） キ 保管場所使用承諾証明書</p> <p>ただし、キについては保管場所の所有者及び管理者からの承諾がある場合で、承諾された範囲内に限られます。（使用権原疎明書面《自認書兼使用承諾証明書》に訂正を承諾する旨の記載があればその範囲内の訂正が認められます。敢えて委任状を取得する必要はないということです。）</p> <p>なお、カ及びキについては、「保管場所の位置」、「使用者氏名」、「保管場所の所有者又は管理者欄の氏名又は名称」の項目については、単なる番地や字画の訂正を除き、申請そのものが不明確となることから訂正は認められないということです。</p>
6 申請書等の様式について（変更不可）	申請書等の様式の変更については一切応じないということです。
7 復代理による申請等の取扱いについて	復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び復代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を警察で確認する必要があることから、当該確認に必要な委任状等の提出を求められます。
8 その他	<p>(1) 日行連推奨の依頼書（委任契約書）を添付しますので車庫証明申請業務の受諾に際し活用ください。</p> <p>(2) 使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）、委任状及び依頼書（委任契約書）の様式は、各自本通知文から印刷出力して使用するよう願います。</p>

※以下の①②③各様式・書式は鹿児島県行政書士会ホームページにアップされておりますので、ダウンロードしてご使用下さい。なお、ホームページにアクセスできない方は、県会事務局までお問合せ下さい。

- ① 第13号様式 使用権原疎明書面（自認書 兼 使用承諾証明書）（行政書士専用）
- ② 委 任 状（行政書士専用）
- ③ 依 頼 書（委任契約書） 日本行政書士会連合会推奨書式

以上